



日ごろからの見守り活動を通じて 民生委員・児童委員が 取り組む災害時要援護者支援

民生委員・児童委員は、日ごろから要援護者の見守り活動を通して、災害時に安否確認などを行う取り組みを行っています。東日本大震災では多くの民生委員・児童委員が素早く安否確認を行いました。大和町民生委員児童委員協議会（以下「大和町民児協」）の災害時における要援護者支援の取り組みについて、お話を伺いました。

防災マップの作成

大和町民児協では民生委員・児童委員（以下「委員」）から、災害時に要援護者を確認することが必要だとの声があり、平成17年度から一人暮らし高齢者及び二人暮らし高齢者世帯などを把握し、防災マップの作成を始めました。作成後も委員が担当区域のマップを管理し、随時加筆するとともに、2年ごとに総合的な見直し・更新を続け、大和町へも情報を提供してきました。

東日本大震災での取り組み

平成23年3月11日の東日本大震災の発災後、速やかに各委員が防災マップを活用し、担当地区の要援護者の安否確認を開始。翌日までは、把握していた約800人の要援護者に関して、初期における安全確認を終え



落合地区民児協 田村 雄二地区会長(左) 大和町民児協 大場 昭夫会長(右)

ることができました。

大和町民児協の大場昭夫会長は「今回は要援護者の安否確認の際に、多くの委員が手作りの防災マップを活用したことが、より適切・迅速な活動に結びついたものと思います」と初期対応を振り返ります。

また、吉岡志田町地区の三橋郁子委員も、「対象となる方の自宅や避難所などを訪問した後は、同じ志田町地区担当の加藤委員と合流し、マップをもとに確認作業を行いました。その後は、停電が続いて、食事の準備もままならない方もいたため、行政区長や防火クラブ、活き生きサロンボランティアと連携し、要援護者を対象に炊出しを行い、おにぎりを配りました」と発災時の取り組みについて話されました。

大和町民児協の活動調査

平成23年4月、全委員を対象として、震災時の活動に関するアンケート調査を実施。震災から2ヶ月間の取り組みと、そこから見えてきた今後の課題をまとめました。「アンケート調査では、安否確認をする際に、個人情報保護が障壁となったとの報告がありました。われわれだから把握できる情報もありますが、委員が行う自宅訪問だけでは把握できないこともありました」と語ってくれたのは、落合地区民児協の田村雄二地区会長。要援護者情報を把握する難しさが浮きぼりになりました。



大和町民児協 嶋津 勝治副会長(左) 吉岡地区民児協 奥山 邦男地区会長(右)

活動調査の結果は、活動報告としてまとめられ平成23年9月に大和町長に提出。同時に民児協単独では解決が困難である次の3点について、町長へ要望を行いました。

- 1 町内全地区の自主防災組織立ち上げの早期実現
- 2 自主防災組織への民生委員の参画の推奨
- 3 要援護者情報の提供

民児協としては、これまでも町に対し要援護者に関する情報提供を求めましたが、限定的な情報提供にとどまっていた。そのような経緯もあったことから、先の実望に加え、要援護者に関する情報提供について、さらに大和町長へ依頼を行いました。その結果、平成23年10月には、災害時などに安否確認などを行うことを

目的として、6項目に分類された要援護者に関する情報が、町から順次提供されるようになりました。

「これまでの地道な活動の積み重ねと、今回の活動報告などが認められたこと、また文書で依頼したことが情報提供に繋がったのではないでしようか」と大和町民児協事務局を務める大和町社会福祉協議会の竹内倫明さんは話されます。「震災後、大和町役場の担当者からも『民生委員がこれほど活動していたとは思っていません』と言われました」と話してくれたのは嶋津勝治副会長。活動報告によって民児協の活動が改めて理解され、情報提供につながったのではないのでしょうか。

マップの改定を機に

これまで独自で作成してきた防災マップは、要援護者の把握が目的であるという意識を一層強くするため、震災後に「災害時要援護者マップ」へと改称しました。災害時などに要援護者の安否確認を迅速に行うためには、平常時から関係者と情報共有を行う必要があります。このことから平成23年度のマップの改定時には、対象となる要援護者へそれらについて説明し、情報共有の承諾を得るという取り組みを行いました。震災後、地域の助け合いの必要性が認識されたこともあり、ほとんどの対象者からマップへの掲載と関係者との情報

共有の同意を得ることができました。

「このマップは、要援護者の台帳とつながりだけでなく、家族などの緊急連絡先も把握しています。これも民生委員ならではの情報ではないでしょうか。また、承諾を得られなかった方についても、これまで通り民生委員が独自で把握をしています」と吉岡地区民児協の奥山邦男地区会長。平成24年3月には改定したマップを大和町へも提供し、町担当部署と今後の情報共有や役割分担に関する情報交換を行っています。



災害時要援護者マップの改訂作業

被災避難者支援の取り組み

東日本大震災では、住み慣れた地域を離れ、避難生活を余儀なくされている方が大勢います。大和町民児協では、町内に避難している方が孤立することのないように、支援が必要ではないかと考え、平成23年11月に町長あてに、被災避難者の情報提供を

要請。そして、約100世帯の避難者に関する情報が提供されました。

民児協では、これらの情報をもとに、見守り活動を開始しました。同時に大和町ボランティア友の会が、被災避難者のための交流サロン「ようこそ大和町へ」を月1回開催していたことから、大和町社協が調整を図り、委員が避難者宅へ訪問を行う際に、交流サロンのチラシを配布し、情報提供を行うことになりました。

「はじめは、知らない人が訪問するわけですから、避難者の方も戸惑っているようでした。でも何度も訪問するうちに、うちとけてお話をしていただけのようになっていましたね。震災前にお住まいになっていた町の情報などが入らず困っていると話される方もいました」と田村地区会長。

その後も、寒中見舞いはがきの手渡し活動を行ったり、活き生きサロ



吉岡志田町地区 加藤 樹一郎委員(左) 同地区 三橋 郁子委員(右)

ン・子育てサロンの情報を提供し、避難者が孤立せず、安心して生活ができるような取り組みを行っています。「活き生きサロンに参加された方から、『声掛けをしてもらい、励まされるうちに少し前向きになった』との言葉をいただきました。私たちがしていることは小さなことです。でも大切なことだと改めて感じました」と三橋委員。

よりよい支援活動のために

大和町民児協では、震災時の活動における課題を踏まえ、ライフライン断絶時でも委員相互の協力体制がとれるようにと複数の連絡手段を確保した緊急連絡先一覧を作成し、地区ごとの連絡網を再確認しました。また安否確認の情報を速やかに記録し、集約できるよう、記録様式の整備にも取り組んでいます。

大場会長は「震災を経験し、さまざまな課題が浮かび上がってきました。『震災時はまず自分の身を守る』ということを忘れず、『災害時一人も見逃さない運動』を今後も継続していくとともに、行政や地域関係機関と平常時からの情報共有を図り、役割分担を行うなどの地域連携を深めながら、民生委員の特性を活かした要援護者支援活動を粘り強く進めていきたい」と力強く話されました。